

n_n 食品安全監視センター通信 n_n
.) > .) >
@v \ (ぶ ち リ ス @v \ (
() _) ~~~~~ () _)
~ H22.5.6 vol.55 ~

こんにちは
こちらは、滋賀県 食品安全監視センターです。

I N D E X

- (1) 平成 2 2 年度食品安全監視センター実施計画の概要について
- (2) 滋賀県食の安全・安心推進条例の解説について (その 1)
- (3) 「ぶちリス」に係るアンケートの実施について
- (4) 平成 22 年度の食品安全監視センターの体制について
- (5) 食品回収情報 (H22.4.1 ~ H22.4.28) (省略)

(1) 平成 2 2 年度食品安全監視センター実施計画の概要について

< 平成 22 年度の特徴 >

食品営業者による高度な自主衛生管理の推進
高度な自主衛生管理に取り組み、認証取得を目指す施設を増やします。

< 基本的な事項 >

平成 2 2 年度滋賀県食品衛生監視指導計画に基づき、食品安全監視センターの実施計画を定め、食品の安全性の確保を図ります。

『平成 2 2 年度 滋賀県食品衛生監視指導計画』のアドレス
<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/shoku/05kansu/21keikaku/h21keikaku.html>

< 専門監視指導に関する事項 >

1. 監視対象施設 (特定施設)

『食品安全監視センターの監視対象施設 (指定告示)』のアドレス
<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/101kokuji17.html>

2. 監視指導計画

特定施設に対して、年 1 回 ~ 年 3 回の監視指導を計画的に実施し、監視対象 5 3 5 施設

に対して、延べ1088回の監視指導を実施します。

3. 監視指導内容

施設状況に応じた効果的な専門監視
H A C C P手法の推進
大規模食中毒の予防徹底
法令等の遵守確認
適正な食品表示の指導
国等との連携、協力

4. 試験検査計画

特定施設が製造する食品530検体を計画的に収去し、成分規格、添加物等の試験検査を実施します。

<滋賀県自主衛生管理認証制度「セーフードしが」に関する事項>

1. セーフードしがの認証・審査

申請受付および認証
認証審査委員会の開催

2. セーフードしがの指導強化

指導および助言
認証施設の外部検証
認証施設の更新事務

3. セーフードしがの普及・啓発

説明会・講習会の開催
認証マークと愛称の普及
情報提供

<食のリスクコミュニケーションに関する事項>

1. 食品安全情報の提供

食品安全監視センターのホームページの充実
食品安全監視センター通信「ぶちリス」の配信
食品衛生講習会の開催

2. 食品表示等の相談

食品衛生法および健康増進法の一元的な表示相談やH A C C P手法による衛生管理等の相談に随時に応じます。(相談日を前もってご連絡いただければスムーズに対応できます。)

3. 監視員の資質向上

研修事業および研究事業

<食品危機管理に関する事項>

1. 危機発生時の対応

不良食品等の対応
大規模食中毒等発生時の応援

2. 平常時の対応

初動調査に必要な物品等を常備し、迅速に持ち出し使用できるよう準備します。
中毒等健康危害発生時の実践的な現場対応Q & A、チェックリスト等を整備します

より詳しい情報は、下記アドレスに掲載しています。

『平成22年度食品安全監視センター実施計画の概要』のアドレス
<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/013keikaku21.html>

(2) 滋賀県食の安全・安心推進条例の解説について(その1)

平成21年12月25日に滋賀県食の安全安心推進条例(以下「条例」という。)が公布されました。

この条例では、食の安全・安心の確保を図るために施策や取り組みを示しました。

今回は、この「取り組み」として規定した、食品の「高度な衛生管理が行われる工程の認証」、すなわち、「滋賀県食品自主衛生管理認証制度(セーフドしが)」が、どのように条例において規定されているのか解説します。

【第13条関係】

知事は、県内で食品製造等を行う工程で、衛生管理の方法が危害の発生の要因について科学的な分析に基づく等基準に適合するものを、高度な衛生管理が行われる工程として認証することができる。

認証を受けようとする食品等事業者は、知事に認証の申請をしなければならない。

認証期間(認証の有効期間)は3年間であり、更新を受けて継続することができる。

食品等事業者は、認証を受けた工程および認証工程において製造等がされた食品等について、その旨の表示をすることができる。

【14条関係】

認証工程を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

【15条関係】

認証工程を廃止したときは、直ちに、知事に届け出なければならない。

【16条関係】

認証の取り消しおよびその旨の公表

*用語説明

生産者：県内において、農作物の栽培、動物の飼養または魚介類の養殖およびこれらの行為に引き続き行う採取による食品の生産を行う者

食品等事業者：県内において、業として食品等の製造、加工、輸入、調理、運搬、販売等、採取その他の食品等供給に係る活動(生産者を除く)を行う者

その他、当該条例に関する詳細については、下記アドレスに掲載しています。

『滋賀県食の安全・安心推進条例について』のアドレス

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/shoku/annzenzyourei/annzenzyourei.html>

『滋賀県食品自主衛生管理認証制度(セーフドしが)』のアドレス

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/200shaccp.html>

(3) 「ぷちリス」に係るアンケートの実施について

平成22年度も始まりましたが、今年度も、皆様の役に立つような情報の発信をしていくために別添のとおり、アンケートを実施します。

よりよい「ぷちリス」にしていくために、ご協力をよろしくお願いいたします。

(4) 平成 22 年度の食品安全監視センターの体制について

【平成 22 年度の職員の紹介】

本年度も、当センターでは、7 名の食品衛生監視員が皆様を支援します。
よろしくお願いいたします。

【参事・山形 哲夫】: 総括

【副参事・辻 浩司】: 自主衛生管理、講習会

【副主幹・磯邊 徹】: 監視指導(計画)、食品衛生監視員の研修

【副主幹・金岡 良浩】: 食品安全監視センター情報、大量調理施設衛生管理マニュアル

【副主幹・並河 孝至】: 食品・添加物に試験検査、「セーフドしが」の指導助言

【副主幹・東野 貴子】: 「セーフドしが」の認証、普及啓発

【主任技師・土江 大樹】: 総合衛生管理製造過程、不良食品、特定保健用食品等の表示

食品安全監視センターの所在地・連絡先

〒520-0834

滋賀県大津市御殿浜13番45号(衛生科学センター内)

TEL : 077-531-0248

FAX : 077-537-8633

Email : shokuhin@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/00top.html>

交通案内

JR石山駅北口下車 徒歩10分

京阪電車石山坂本線粟津駅下車 徒歩5分

「晴嵐」交差点の角(ちなみに周辺は近江八景の一つ「粟津の晴嵐」です。)

- - - -通信編集担当より- - - -

今年度から「ぷちリス」の編集担当をさせていただくこととなりました、金岡です。

皆様のニーズに応えられるような内容の配信に努めたいと思います。

今年度もよろしくお願いいたします。

みなさまからのご意見・ご感想は下記アドレスまでお寄せ下さい。

Email : shokuhin@pref.shiga.lg.jp
~~~~~

また、食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、滋賀県ホームページの食の安全情報にアクセスしてください。

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/shoku/index.html>

なお、『ぶちリス』バックナンバーは食品安全監視センターHPに掲載中です！

<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/01anzen/center/301putirisu-index.html>

- - - - -